

## 令和4年度宮崎県放課後児童支援員認定資格研修募集要項

### 1. 目的

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とします。

### 2. 受講対象者

- (1) 基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後健全育成事業に現在従事している者又は従事することを予定している者
- (2) 4日間の研修を全て受講できる者

#### 【参考：基準第10条第3項】

- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
  - 一 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
  - 四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者
  - 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
  - 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
  - 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、市町村長が適当と認めた者
  - 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事し、市町村長が適当と認めた者

### 3. 研修実施計画 別紙のとおり(別紙1)

### 4. 申込方法及び申込期間

受講申込には、下記の2つが必要です。

- (1) オンライン申込
- (2) 必要書類の提出 ⇒ 受講確認書・写真票(2枚つづり)、そのほか必要添付書類

#### 注意事項1

オンライン申込は宮崎県児童館連絡協議会のホームページにあります。  
オンライン申込期間は令和4年7月11日(月)～7月24日(日)

#### 注意事項2

必要書類様式は、宮崎県児童館連絡協議会ホームページからダウンロードし印刷して必要事項を記入の上、勤務する放課後児童クラブの所在地市町村の担当課へ郵送又は持参して下さい。  
必要書類の提出期間は令和4年7月11日(月)～7月29日(金)

### 5. 申込書類 別紙のとおり(別紙2)

### 6. 受講費用

研修費用 2,680円(受講者のご負担で着払いとなります)  
《内訳》 フレーベル館テキスト440円、中央法規テキスト1210円、  
宅配料480円、宅配ケース70円、ヤマト運輸コレクトサービス代330円、  
修了評価シート返信用切手代94円、名札・返信用封筒代56円  
視聴にかかるインターネット通信料は受講者のご負担となります。  
研修レジュメは、事前に各自でダウンロードし印刷をしてください。  
受講料は無料です。

### 7. 受講者の決定

受講が決定した方には、下記の日程迄にオンライン申込時に登録したメールアドレス宛てに受講決定メールが届きます。

- |      |                 |
|------|-----------------|
| 第1回目 | 令和4年 8月20日(土)迄に |
| 第2回目 | 令和4年10月15日(土)迄に |
| 第3回目 | 令和4年12月10日(土)迄に |

### 8. 研修受講上の注意

- (1) 全ての研修科目(16単位24時間、ただし、科目の一部免除がある者は免除科目を除いた全ての科目)を履修した者に「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します。
- (2) 病気など、社会通念上やむを得ない理由により、一部研修科目のみ履修した者に対しては、本人からの申請に基づき「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。
- (3) 原則として、遅刻や早退をした場合は欠席と見なします。また、受講態度が不良の場合、修了証を発行できない場合があります。
- (4) 申込に虚偽の内容があった場合、修了が取り消されることがあります。
- (5) 研修日時等に変更が発生した場合は、事前に、受講申込メールにメールが届きます。

### 9. お問い合わせ先

#### **【研修実施に関する事項】**

宮崎県児童館連絡協議会事務局(研修事務局)  
(住 所) 都城市上長飯町81-11-1  
(電 話) 080-3222-3278 (F A X) 0986-26-9638  
(E-mail) miyazaki.kenjiren@gmail.com

#### **【研修申込に関する事項・修了証に関する事項】**

宮崎県 福祉保健部 こども政策課 子育て支援担当  
(住 所) 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
(電 話) 0985-26-7056 (平日午前8時30分～午後5時15分)

別紙1 << 3. 研修実施計画 >>

令和4年度宮崎県放課後児童支援員認定資格研修実施計画(オンライン開催)

(1) オンライン申込期間 令和4年7月11日(月)～令和4年7月24日(日)						
(2) 必要書類の提出期間 令和4年7月11日(月)～令和4年7月29日(金)						
<p>申込方法及び注意点</p> <p>①受講申込には、(1)オンライン申込と(2)必要書類の提出の2つが必要です。</p> <p>②受講者1名につき、第1回目・第2回目・第3回目のどれか1つをお選びください。受講者1名で複数のお申込みは不可。</p> <p>③オンライン申込は、宮崎県児童館連絡協議会ホームページにあります。</p> <p>④受講申込に必要な書類は宮崎県児童館連絡協議会ホームページよりダウンロードしてください。</p> <p>⑤必要書類の提出は、令和4年7月29日(金)迄に、勤務する放課後児童クラブの所在地市町村担当課へ郵便又は持参して下さい。</p> <p>⑥受講が決定した方には、下記の日程迄にオンライン申込時に登録したメールアドレス宛てに受講決定メールが届きます。</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症の発生状況や諸事情で開催日及び科目の変更がある場合があります。事前にオンライン申込時に登録したメールが届きます。</p>						
第1回目	第2回目	第3回目	時間帯	講義内容等	講義番号	免除科目
令和4年8/20(土)	令和4年10/15(土)	令和4年12/10(土)		受講が決定した方には、左記の日程迄にオンライン申込時に登録したメールアドレス宛てに受講決定メールが届きます。		△1号該当者 ※2号該当者 ▲4号該当者
令和4年9/21(水)	令和4年11/15(火)	令和5年1/18(水)	10時15分	事前オンラインZoom入室開始		
			10時30分開始	事前オリエンテーション開始(1時間程度)(必須)		
令和4年9/27(火)	令和4年11/21(月)	令和5年1/24(火)	9時00分	オンラインZoom入室		
			9時15分開始	研修1日目オリエンテーション開始(必須)		
			9時30分～11時00分	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容	1-①	
			11時10分～12時40分	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護	1-②	
			12時40分～13時20分	昼食		
			13時20分～14時50分	安全対策・緊急時対応	5-⑭	
			15時00分～16時30分	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守	6-⑯	
令和4年9/28(水)	令和4年11/22(火)	令和5年1/25(水)	9時00分	オンラインZoom入室		
			9時15分開始	研修2日目オリエンテーション開始【注：1号該当者及び4号該当者以外は必須】		
			9時30分～11時00分	子どもの発達理解	2-④	△
			11時10分～12時40分	特に配慮を必要とする子どもの理解【注：4号該当者は11時00分～11時5分入室】	2-⑦	△
			12時40分～13時20分	昼食		
			13時20分～14時50分	障害のある子どもの理解	2-⑥	△
			15時00分～16時30分	児童期(6歳～12歳)の生活と発達【注：2号該当者は14時50分～14時55分入室】	2-⑤	△
令和4年9/29(木)	令和4年11/28(月)	令和5年1/26(木)	9時00分	オンラインZoom入室		
			9時15分開始	研修3日目オリエンテーション開始(必須)		
			9時30分～11時00分	障がいのある子どもの育成支援	3-⑩	
			11時10分～12時40分	子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ	1-③	
			12時40分～13時20分	昼食		
			13時20分～14時50分	保護者との連携・協力と相談支援	4-⑪	
			15時00分～16時30分	子どもの遊びの理解と支援	3-⑨	
令和4年9/30(金)	令和4年11/29(火)	令和5年1/27(金)	9時00分	オンラインZoom入室		
			9時15分開始	研修4日目オリエンテーション開始(必須)		
			9時30分～11時00分	放課後児童クラブに通う子どもの育成支援	3-⑧	
			11時10分～12時40分	学校・地域との連携	4-⑫	
			12時40分～13時20分	昼食		
			13時20分～14時50分	子どもの生活面における対応	5-⑬	
			15時00分～16時30分	放課後児童支援員の仕事内容	6-⑮	
令和4年10/8(土)	令和4年12/7(水)	令和5年2/4(土)	研修お疲れさまでした。 終了評価シートを記入作成し、記載漏れが無いかを確認後、切手付き専用封筒に入れて、左記の期日迄に必着でご投函下さい。			

別紙2 ≪ 5. 申込書類 ≫

必須提出	No.	書類名	注意事項
	1	受講確認書及び写真票	①宮崎県児童館連絡協議会ホームページよりダウンロードし印刷をしてください。
			②写真は、6ヶ月以内の写真を添付ください。
	2	本人確認ができる書類の写	①顔写真付きで本人確認できる書類。健康保険証は写真付きで無い為不可。
			②運転免許証やパスポートや、マイナンバーカードの記載の無いもの
			③運転免許証の場合は、両面コピーをしてください。

受講資格に応じて提出	号該当	書類名	説明及び注意事項	受講番号 下4桁
	1～11号該当	戸籍抄本	各書類の写しや証明書が、結婚等により氏名に変更がある場合のみ	/
	1号該当		保育士	1000番代
		資格書(写)	保育士の資格書の写し。保母の資格は保育士に該当しません。	
	2号該当		社会福祉士	2000番代
		資格書(写)	社会福祉士の資格書の写し	
	3号該当	卒業証明書	2年以上かつ2000時間以上、児童福祉事業に従事した者 高等学校が発行する高等学校卒業証明書の写し。卒業証書の写しは不可	3000番代
		実務経験証明書	2年以上かつ2,000時間以上、児童福祉事業に従事した証明書(複数の施設の合算でも可能) 様式は宮崎県児童館連絡協議会ホームページよりダウンロードし印刷をしてください。	
	4号該当		教員免許法第4条に規定する(幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員に係る)免許状を有する者	4000番代
		免許状(写)	免除科目数が1号該当の方が多いため、教諭と保育士の両方の資格をお持ちの方は1号該当でお申込下さい。免許状の写しは不要です。	
	5号該当	卒業証明書	大学において、社会心理学等を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者	3000番代
		科目履修証明書	大学の発行する卒業証明書の写し。卒業証書の写しは不可 大学が発行する科目履修証明書の写し。	
	6号該当		大学において、社会心理学等を専修する学科またはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められたもの。	3000番代
		成績証明書	大学が発行する成績証明書	
	7号該当		大学院において、社会心理学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	3000番代
		卒業証明書	大学院が発行する卒業証明書。卒業証書の写しは不可	
8号該当		外国の大学において、社会心理学等を専攻する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者	3000番代	
	卒業証明書	大学が発行する卒業証明書。卒業証書の写しは不可		
9号該当	卒業証明書	高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村等が適当と認めた者 高等学校が発行する高等学校卒業証明書の写し。卒業証書の写しは不可	3000番代	
	実務経験証明書	様式は宮崎県児童館連絡協議会ホームページよりダウンロードし印刷をしてください。		
10号該当		5年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村等が適当と認めた者	3000番代	
	実務経験証明書	様式は宮崎県児童館連絡協議会ホームページよりダウンロードし印刷をしてください。		
11号該当	放課後児童支援員認定資格 研修一部科目履修証(写)	令和元年度以降に実施した認定資格研修受講中に、やむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合等において、既修了科目について科目の一部免除申請を行う者。	1000～ 4000番代	